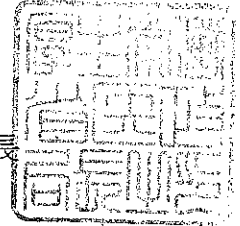


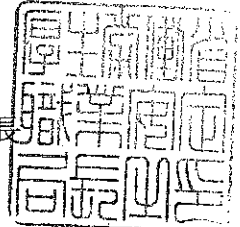
医政発1124第12号
職 発1124第16号
社援発1124第2号
平成21年11月24日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長 } 殿

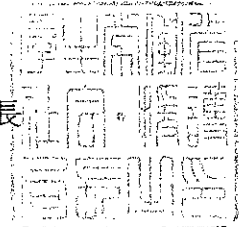
厚生労働省医政局長



厚生労働省職業安定局長



厚生労働省社会・援護局長



経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づ
く看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に
ついて

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(以下
「協定」という。)については、平成19年8月20日に署名され、平成20
年5月16日に我が国の国会において承認が得られ、同年7月1日に発効した
ところである。

協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れについては、労働市場に悪影
響を及ぼさないという観点から、協定附属書十第一編第六節4(a)(別添)に

に基づき、我が国への入国及び一時的な滞在を許可されるインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の最大人数が定められるところである。

今般、平成22年度の最大人数が、下記のとおり定められたので、ご了知願いたい。

記

- 1 インドネシア人看護師候補者の最大人数は、200人である。
- 2 インドネシア人介護福祉士候補者の最大人数は、300人である。

日インドネシア経済連携協定 附属書十 第一編 第六節 4 (a)

4 (a) 日本国は、1又は2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるインドネシアの自然人の年間の最大人数を決定することができる。

4. (a) Japan may decide the maximum number of natural persons of Indonesia to whom entry and temporary stay under paragraph 1 or 2 is granted annually.